

認定番号	01P-043-02
認定種別	快適職場（プラチナ）

快適施策実施状況報告書

1) 作業所情報

会社名	五洋建設株式会社
作業所名	名古屋西 JCT 工事事務所
作業所所在地	愛知県あま市七宝町伊福十三 75 番1
工期(自)～(至)	平成 26 年 5 月 15 日～平成 31 年 11 月 27 日
工事種類 ※下記表から ご選択下さい	橋梁・高架構造物工事
工事概要 (120 字以内)	【総延長】(L=1,258m) 橋梁延長 L=1,258m 橋台:2基 橋脚:45基 基礎工:15,977m 既設橋脚補強:5基 【連絡等施設】 ジャンクション:1箇所 インターチェンジ:1箇所

※工事種類分類

土木	橋梁・高架構造物工事、トンネル工事、ダム・えん堤工事、管渠工事、電線路工事、舗装工事、しゅんせつ・埋立工事、土工事、その他（具体的に記入）
建築	住宅、事務所、店舗、工場・発電所、倉庫・物流施設、教育・研究・文化施設、医療・福祉施設、宿泊施設、娯楽施設、その他（具体的に記入）

◎記入上の注意◎

- 「快適職場認定制度規程」、「第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」、「第1回快適職場認定申請案内」を熟読のうえ、指定された資料を黒枠内にご記入ください。
※上記資料は http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html からダウンロードできます。
- フォントの種類やレイアウト等、書式は自由です。ただし、フォントサイズは原則的に 10.5 ポイント以上にしてください。
- 画像データは、必要に応じて圧縮し、ファイルサイズを抑えてください（ただし、画像の内容が読み取れることをご確認ください）

2) 快適施策の実施状況を示す資料

【審査項目①】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること
※高温・多湿な作業現場では、暑さ(WBGT)指数を低減させるのに十分な機器類(扇風機、送風機、ドライミスト、遮光ネット、日よけテント等)を設置していること

- ①設置されている機器類の写真、
②冷暖房機器類の設置によって適正な温熱環境が維持されていることを示す説明文、
をご記載ください



写真①



写真②



写真③



写真④



WBGT 測定器

- ・現場事務所及び全ての作業員休憩所に冷暖房を完備。(写真① ②)
- ・交通誘導員にはパラソルを支給。(写真③)
- ・現場の作業員休憩所には冷房効果を高めるためよしずを設置。(写真④)
- ・事務所・現場休憩所内は WBGT 測定器で 25度以下であることを確認。

【審査項目②】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

作業現場に水分・塩分の摂取のための飲料等(熱中飴・タブレット、経口補水液等)を常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしてあること

① 飲料等の種類、②常備の状況、
を写真と文章等でご説明ください



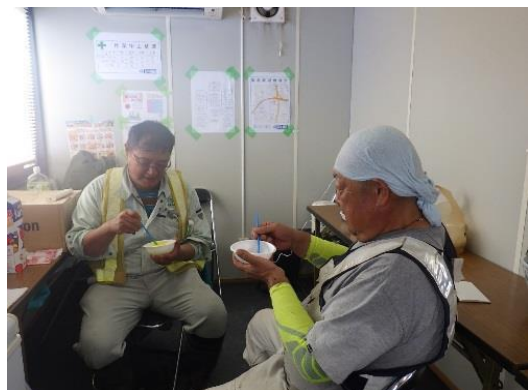
写真①



写真②



写真③



写真④

- ・現場事務所会議室に熱中飴、経口補水液、スポーツドリンク(粉末)、水筒を常備し作業員に支給 (写真①)
- ・同場所に製氷機・冷凍庫を設置し自由に氷の持出しができるようにしている。(写真②)
- ・現場詰所にカキ氷機を設置し、休憩時に作業員が食べられるようにした。(写真③④)

【審査項目③】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装(ヘルメットも含む)を支給、または購入費補助の制度があること

- ①服装の写真、②その服装の冷却・保温機能(効果)、③制度の内容、
④支給または購入費補助の実績、
についてご記載ください



写真①



写真②



写真③

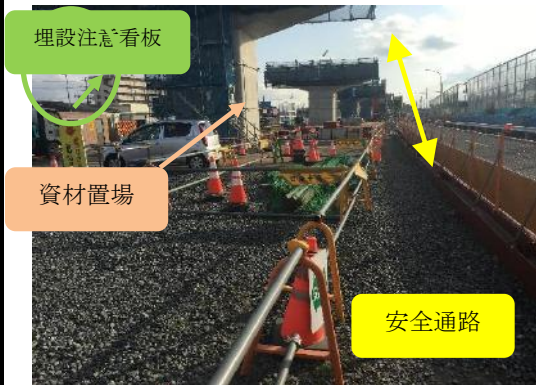
- ・熱中症対策として空調服を全作業員対象に支給した。(写真①②)
(職員：14名分 作業員：82名分 費用は全額元請負担で購入)
着用時は汗をかく量が大幅に減った。
- ・希望者にはヘルメット用の透明あご紐を支給。定期的に変換することで衛生面に配慮した。(写真③)

【審査項目④】 《作業空間の確保》

整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類[WBGT 警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



施工箇所、資材置場、安全通路をバリケードで区分し明示した。また地下埋設物がある場所については看板で種別・埋設深さ等を明示し注意喚起を行った。

その結果、狭い作業エリアであったが機械配置・資機材運搬等安全かつスムーズに行うことができた。

■施策(二)



上空制限のある施工箇所についてはレーザーバリアを設置し、クレーンブーム等の既設構造物への接触防止対策を行った。

※レーザーバリアは支障物に1m以内に接近した場合に警告音と回転灯にて合図者およびオペレータに注意喚起をする。

■施策(三)



当工事は既設JCT部に近接して施工する箇所が多く、接触防止の対策として、場所毎に作業可能な制限高さを明記した注意喚起看板を設置した。

【審査項目⑤】《視環境、空気環境、音環境の管理》

照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



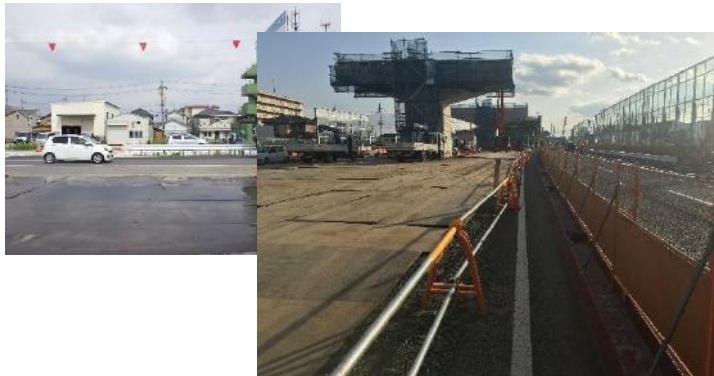
官民境界には粉塵防止対策として仮設仮囲い(H=3m)を設置した。
粉塵に関する苦情なし。

■施策(二)



官民境界には防音対策として本設遮音壁を先行設置した後、本工事に着手した。
騒音に関する苦情なし。

■施策(三)



施工ヤードには粉塵対策として鉄板を敷設し必要時には散水を行った。
粉塵に関する苦情なし。

【審査項目⑥】《身体負担・労力軽減》

労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入(ICTの活用等)、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施[助力装置導入、作業場の無段差化等]、等

①施策の内容が分かる写真

②その具体的な機能・効果(省人化効果、工期短縮効果、など)についての説明文を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



現場にWEBカメラを設置し、パソコン・スマートフォン・iPad等で現場の状況を監督職員がリアルタイムで監視できるようにした。

■施策(二)



橋脚構築作業において、通常の外周足場とは別に資材置場用のステージを作成し重量物運搬作業の負担を軽減した。

■施策(三)



橋梁下部工のフーチング部の鉄筋組立作業において、せん断補強筋を半円形フックからTヘッド工法に変更し、施工性の向上(省人化)、工期短縮および安全性の向上を図った。

【審査項目⑦】《その他》

前述の審査項目①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



当工事は国道上の中央分離帯内で橋脚を新設する工事で、狭い工事占用帯内にかかわらず安全通路を工事区域全線に渡って確保し、作業員が安心して通行できるよう配慮した。

■施策(二)



道路上での作業が頻繁で、仮設トイレの設置場所が限られるため、移動式トイレを準備し、施工場所直近の安全な場所に配置し、移動による負担を軽減した。

■施策(三)

【審査項目⑧】《トイレ》

水洗・洋式便座・男女別で、清潔に維持管理されていること。

仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様(『第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件』参照)を全て満たすものとする。なお、現場に男女がいる場合は、男女別に設置すること。

①トイレの写真(現場に男女がいる場合は、男女別のトイレの写真)、②説明文、
をご記載ください

※仮設の場合、別添資料として快適トイレの仕様を満たすことが分かる書類(パンフレット、国土交通省が発表した「快適トイレ事例集」など)も添付すること



現場の仮設トイレは男女別の快適トイレを設置した。仕切りには目隠し用フェンス(鍵付)を使用

【審査項目⑨】《健康・衛生保持のための施設、設備》

冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること

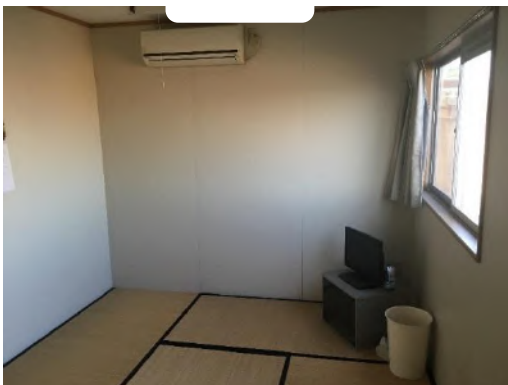
① 施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



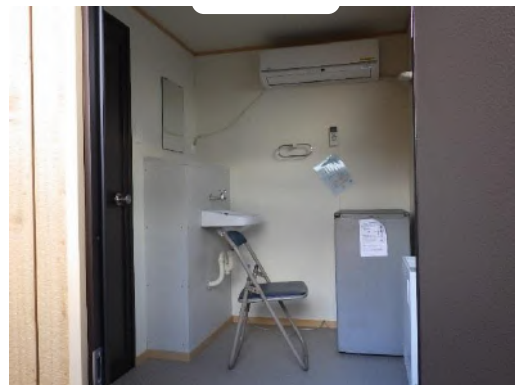
写真①



写真②



写真③



写真④

- ・作業員休憩所には冷房機付の休憩室を設置(写真①)
- ・現場内で固定式休憩所の設置が不可能な箇所については移動式休憩所を使用した。(写真②)
- ・事務所内には職員用の冷房機付休憩室を設置(写真③)
- ・現場仮設トイレ内の手洗い兼休憩スペースに冷暖房機を設置した(写真④)

【審査項目⑩】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

喫煙室の設置など、分煙対策をしていること

① 施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



写真①



写真②



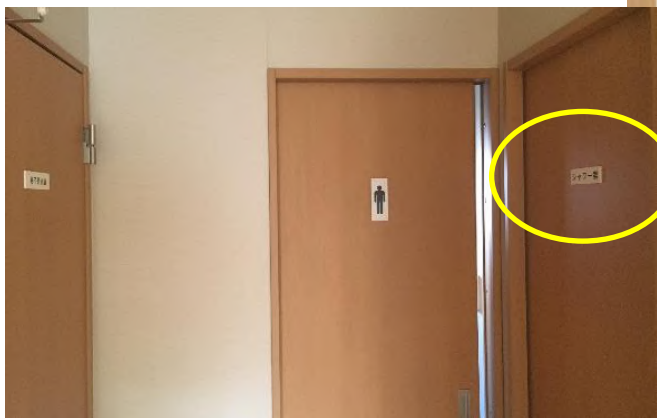
写真③

- ・現場事務所建物内は完全禁煙としている。喫煙スペースは事務所一階の軒下に設けている。(写真①②)
- ・作業員休憩所内は禁煙とし、喫煙スペースは屋外に設けている。(写真③)

【審査項目⑪】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

シャワー室等の洗身施設を設置していること

- ① 施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



職員が快適に過ごせるよう、現場事務所内にシャワー室を完備した。

【審査項目⑫】《健康・衛生保持のための施設、設備》

その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること(運動施設、仮眠室、相談室等の設置)

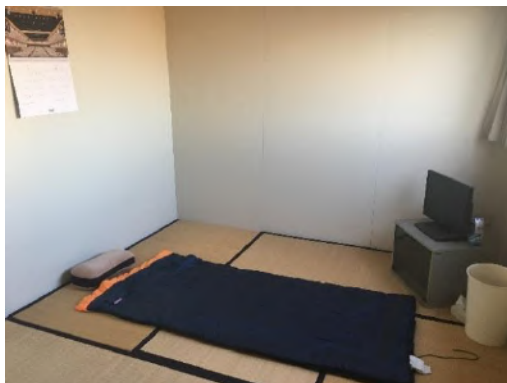
①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



現場事務所内に相談室(打合せ室)を設置。

■施策(二)



現場事務所内に仮眠室(4.5畳)を設置。

■施策(三)



インフルエンザ予防策として、各所に手洗消毒設備および置き型のウイルス除去材を設置。

【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、

を最大6施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大6ポイントまで])

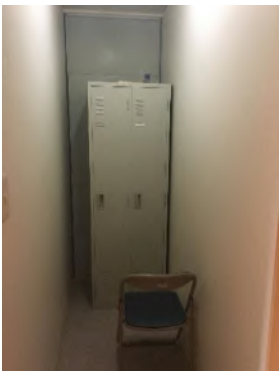
注)「家庭用家電製品の設置」は複数種類・複数台の設置でも加点は1ポイントのみとします

■施策(一)



現場事務所内に洗面所(鏡付)を設置。

■施策(二)



現場事務所内に更衣室を設置した。
(男性用:1畳 女性用:4.5畳)
更衣室内に鍵付ロッカーを設置。

■施策(三)



現場事務所内のシャワー室横に洗濯機 乾燥機を設置。

【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店（自販機を含む）、家庭用家電製品（冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等）、等の設置

※前頁の続き

■施策(四)



現場事務所内の給湯室に冷蔵庫・電子レンジを設置。

■施策(五)



現場事務所前に自動販売機を設置。



■施策(六)

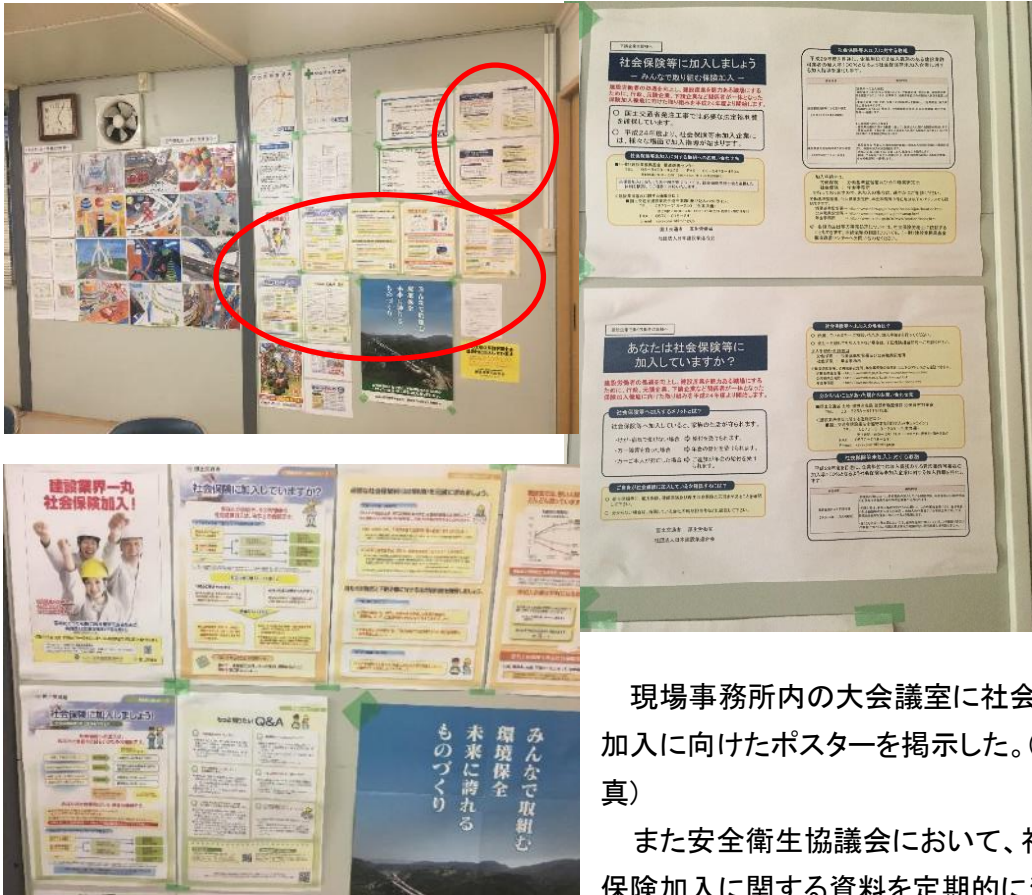


職員用鍵付きロッカーを設置。

【審査項目⑭】 《社会保険や建退共への加入推進》

現場において、社会保険加入に向けた、下請会社、現場入場者に対する周知徹底・指導等を実施していること(ポスターの制作および掲示等)

① 周知に用いた資料(ポスター等)の写真、②周知徹底・指導等の方法、
について、ご記載ください



現場事務所内の大会議室に社会保険加入に向けたポスターを掲示した。(写真)

また安全衛生協議会において、社会保険加入に関する資料を定期的に添付

し、指導を行っている。

【審査項目⑮】 《社会保険や建退共への加入推進》

建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること

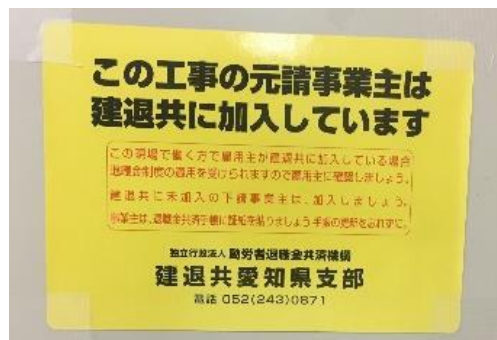
- ① 掲示している建退共制度適用標識シールの写真、② 加入周知に用いた資料(ポスター等)
② 加入周知の方法、
について、ご記載ください



写真②



写真③



写真④④

- ・現場事務所内の大会議室に建退共制度適用標識シールおよび加入周知ポスターを掲示。(写真①②)
 - ・現場出入口付近の歩道に建退共制度適用標識シールを掲示。(写真③)
- また安全衛生協議会において、建退協加入に関する資料を定期的に添付し、指導を実施。

【審査項目⑯】《長時間労働の是正》

日建連会員企業が36協定を締結する従業員を対象とし、下記の「時間外労働の改善目標」に沿って時間外労働の削減に取り組むとともに、本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請していること

- ・年間の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・複数月の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・1か月の上限:100時間未満(休日労働を含む)

なお、管理監督者は対象外とされているが、従業員の健康管理の観点等から、管理監督者についても、本自主規制に準じた取り組みがなされることが望ましい

①具体的な数値目標、②目標達成のための取り組み方法、③目標に対する達成度、
についてご記載ください。

また、達成度が不十分な場合は、更なる改善方策についてもご記載ください

- ・職員の月残業時間は80時間以内を目標。
- ・全職員の休暇及び退勤予定(実績)表を毎月作成し事務所内に掲示し記入管理している。
- ・作業時間は8:00～17:00とし、原則時間外の現場作業は禁止している。
- ・日曜日および祝日は原則休工としている。(現在まで日曜日・祝日の作業実績なし)
- ・今年度は全職員13人のうち1人が1ヶ月のみ月残業時間80時間超。(その他は目標達成)

<p>【審査項目⑰】 《長時間労働の是正》</p> <p>4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする)</p> <p>※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)</p> <p>審査対象期間における、月ごとの閉所実績をご記載ください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着工日が平成28年12月1日以前の場合 →平成28年12月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績 ・着工日が平成28年12月1日より後の場合 →着工日の翌月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績 			
期間	第2、4土曜 日+日曜 日の合計数	申請作業所における閉所実績	
		閉所 日数	閉所日
【記入例】	6	6	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、25(土)、26(日)
平成28年 12月	6	7	4(日)、11(日)、18(日)、23(金)、25(日)、26(月)、27(火)
平成29年 1月	7	9	1(日)、2(月)、3(火)、4(水)、8(日)、9(月)、15(日)、22(日)、 29(日)
2月	6	5	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、26(日)
3月	6	5	5(日)、12(日)、19(日)、20(月)、26(日)
4月	7	6	2(日)、9(日)、16(日)、23(日)、29(土)、30(日)
5月	6	10	1(月)、2(火)、3(水)、4(木)、5(金)、6(土)、7(日)、14(日)、21(日)、28(日)
6月	6	4	4(日)、11(日)、18(日)、25(日)
7月	7	6	2(日)、9(日)、16(日)、17(月)、23(日)、30(日)
8月	6	12	6(日)、11(金)、12(土)、13(日)、14(月)、15(火)、16(水)、 17(木)、18(金)、19(土)、20(日)、27(日)
9月	6	6	3(日)、10(日)、17(日)、18(月)、23(土)、24(日)
10月	7	6	1(日)、8(日)、9(月)、15(日)、22(日)、29(日)
11月	6	6	3(金)、5(日)、12(日)、19(日)、23(木)、26(月)
12月	7	9	3(日)、10(日)、17(日)、23(土)、24(日)、28(木)、29(金)、30(土)、31(日)
平成30年 1月	6	11	1(月)、2(火)、3(水)、4(木)、5(金)、6(土)、7(日)、8(月)、 14(日)、21(日)、28(日)

【審査項目⑱】 《長時間労働の是正》

その他の環境整備

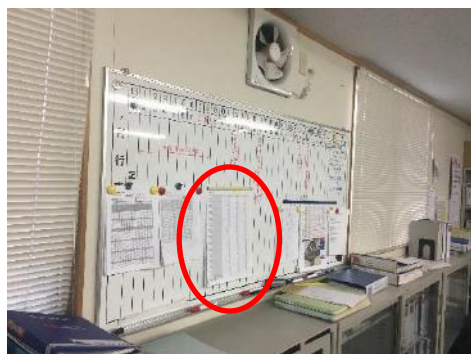
(定時退社推進のための環境整備、有給休暇の取得促進のための環境整備、振休の確実な取得のための環境整備、フレックスタイム制などの柔軟な働き方がしやすい環境の整備等)

①具体的な数値目標、②目標達成のための取組み方法、③目標に対する達成度、
について、最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

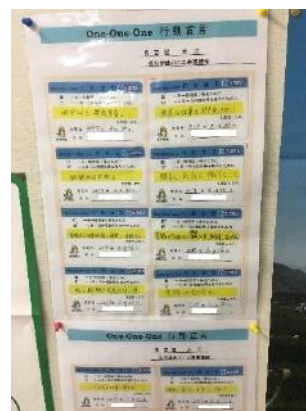
年間有給休暇取得日を年度初めに設定の上、現場休工とし、工程に盛り込み(8/17・12/27～28・1/4～5他)確実に取得できるようにした。年間有給休暇取得日は現場の完全休工を実現できた。

■施策(二)



全職員の休暇及び退勤予定(実績)表を毎月作成し事務所内に掲示し管理している。(予定の退勤時間を概ね達成できている)

■施策(三)



一人一人が自身の行動を宣言して実行することで長時間労働の削減に繋がっている。(宣言内容は事務所に掲示し全員で共有している)

【審査項目⑱】《安全衛生教育の推進》

建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援(研修会等の実施)

① 施策の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



写真①



写真②



写真③

- ・足場従事者特別教育を当該現場の関係作業員を対象に現場事務所で実施した。(写真①)
- ・クレーン作業・玉掛け・合図方法等について全作業員を対象に現場で実地安全教育を実施した。(写真②)
- ・熱中症予防について全作業員を対象に熱中症予防指導員(有資格者)による教育を実施した。(写真③)

【審査項目⑳】 《安全及び健康に関する意識啓発》

職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED 使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■ 施策(一)



職長会による現場パトロールを毎月1回実施している。(当日作業に従事する全職長が参加)

■ 施策(二)



当現場の作業員を対象に安全標語を現場で募集し優秀な作品について表彰し、その標語を現場に掲示した。



■ 施策(三)

安全衛生協議会 活動票	
項目	内容
1. 協議会の目的	協議会の目的を記載する欄
2. 協議会の開催日時	協議会の開催日時を記載する欄
3. 協議会の開催場所	協議会の開催場所を記載する欄
4. 協議会の出席者	協議会の出席者を記載する欄
5. 協議会の議題	協議会の議題を記載する欄
6. 協議会の結果	協議会の結果を記載する欄
7. 協議会の今後の予定	協議会の今後の予定を記載する欄
8. 協議会のその他	協議会のその他を記載する欄

毎月協力業者が作成する安全衛生協議会の活動票に業者からの提案・意見・要望を記入する欄を設け、要望があれば対応している。(現場休憩所 トイレの増設等)

【審査項目②】 《建設業に対するイメージアップへの貢献》

仮囲いの工夫(照明設置、装飾、デザイン工事看板、緑化等)、懇親イベントの開催、見学会の開催、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、

を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



現場で働いている作業員へ家族からメッセージを書いてもらい現場内に掲示した。

■施策(二)



地元の小学生(5・6年生 250人)を対象に現場見学会を開催した。(橋脚見学、材料重さ体感、バックホウ試乗体験等)

■施策(三)



季節に応じて工事区域周辺のイメージアップ装飾を実施した。

【12月：橋脚足場にクリスマスイルミネーションを設置

5月：吹流しを鯉のぼりに変更】

以上

※事務局記入頁

項目	配点	得点
①	必須	○
②	1	1
③	1	1
④	最大3	3
⑤	最大3	3
⑥	最大3	3
⑦	最大3	1
⑧	必須	○
⑨	必須	○
⑩	必須	○

合計 X:

12

項目	配点	得点
⑪	1	1
⑫	最大3	2
⑬	最大6	5
⑭	必須	○
⑮	2	2
⑯	2	2
⑰	2	2
⑱	最大3	3
⑲	1	1
⑳	最大3	3
㉑	最大3	3

合計 Y:

24

総合計:

36

認定基準
32 ≦ 快適職場(プラチナ)
28 ≦ 快適職場

- ・⑦ (一) : ④ (一) と同じ内容の施策として、1ポイントのみの加点としました。
- ・⑫ (二) : 「相談室」としては不十分と判断し、加点なしとしました。
- ・⑬ (三) (四) : 「家庭用電化製品の設置」は複数種類の設置でも加点は1ポイントのみとしています。
- ・そのほか記載のなかった箇所については加点なしとしました。